②　品質・性能の確かな製品供給等

乾燥及び強度性能の明確化等により、住宅供給者やプレカット工場等の実需者・消費者の求める品質・性能の確かな製品を供給できるような取組を推進する。具体的には、ラミナ・集成材、枠組壁工法（ツーバイフォー工法）用部材、乾燥材等の生産体制の強化に取り組む。特に、これらの取組の遅れている無垢乾燥材については、乾燥施設の効率化、大径材の製材・乾燥技術の確立、ＪＡＳの普及等を推進する。

また、国産材の使用割合の低い部材への利用拡大を図るため、スギ横架材等の標準設計やスパン表の普及、ハイブリッド横架材・ヒノキ横架材等の開発・普及のほか、国産材を利用したコンクリート型枠用合板、フロア台板用合板の生産体制の強化を図る。

③　地域材の高付加価値化

多様化する消費者の価値観等を適確に把握し、木材産業者自らが意匠性に加えて、消費者の情緒的な満足度や共感等に訴求する背景・意義などを有する製品を供給し、信頼性・親密性を高めることを通じ、木材製品の付加価値を向上させる必要がある。

このため、品質・性能の確かな製品を供給する取組はもとより、地域ごとの森林所有者から製材・合板等の工場、工務店等までの連携による「顔の見える木材での家づくり」などによる優良材等の活用、魅力ある家具への地域材の活用など消費者のニーズに対応した木材利用を促進する。また、地理的表示保護制度等の表示制度の活用を図るとともに、他分野との連携により、意匠性等を付加するためのマーケティング等木材産業者の自主的な取組を促す。

⑶　新たな木材需要の創出

ＣＬＴ等新たな木質部材の開発・普及の進展、木質バイオマスのエネルギー利用の拡大、さらには、中大規模建築物への木材利用の進展など、木材利用をめぐる潮流を適確に捉え、新たな木材需要の創出に向けた取組を推進する。

①　公共建築物・民間非住宅・土木分野等への利用拡大

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）に基づき、国の率先した取組をはじめとした公共建築物等の木造化・内装の木質化等を引き続き推進する。その際、より多くの需要が見込まれる都市部等において、同法に基づく市町村方針の策定を進める。また、林野庁と国土交通省が共同で作成・公表した「ＣＬＴの普及に向けたロードマップ」に基づき、ＣＬＴを利用した建築物に係る一般的な設計方法の普及、生産体制の整備等を着実に行うほか、中高層建築物の木造化に必要となる耐火部材等の開発・普及、一般流通材を活用した低コストでの建築事例の普及、木造建築に携わる人材育成等を進める。また、民間非住宅分野での木材利用など民間事業者の主体的な取組を促進するとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機に、我が国の木材の良さと、木材利用に係る技術等を国内外へ積極的にＰＲしていくこととする。

さらに、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく特定調達品目に追加されたコンクリート型枠用合板の利用推進、地盤改良用木杭等の研究・開発等により、土木分野への利用を促進する。加えて、高耐久化した木材製品等の活用により、外構や外装、屋外の簡易施設等への木材利用を促進する。

②　木質バイオマスの利用

パルプ・チップ用材は、我が国の木材需要量の半分近くを占めており、この分野での地域材の適切な利用を図ることが重要である。

このため、原木の安定供給体制を構築するとともに、チップ用材等の効率的な搬出に有効な全木集材や効率的な収集・運搬システムの開発・普及、チップ用材の供給にも期待できる早生樹の実証的な植栽等の取組を進める。

木質バイオマスの利用に当たっては、カスケード利用注を基本としつつ、製紙、パーティクルボード等の木質系材料としての利用を進めるほか、木質バイオマス発電施設における未利用間伐材等の利用、地域における熱電併給システムの構築、チップ・ペレット・薪等を燃料とする高性能のバイオマスボイラー、家庭用ストーブ等の導入・改良や普及を図る。なお、木質バイオマス発電施設等の設置に当たっては、安定的な燃料調達が可能となるよう、地方公共団体等と連携し、計画段階から、施設設置者が原木供給者と合意形成できるようにする。

このほか、木質バイオマス燃料の低コスト生産、木質バイオマス由来のセルロースナノファイバー、機能性リグニン等の新たな用途の研究・技術開発を推進する。

注：「カスケード利用」とは、多段階での利用。木材を建材等の資材として利用した後、ボードや紙等の利用を経て、最終段階で燃料として利用することをいう。

③　木材等の輸出促進

近年、木材等の輸出額は大幅に増加しており、特に増加が著しい中国・韓国等の需要を取り込み、輸出を拡大していくことが重要である。輸出の促進に当たっては、原木の輸出から、付加価値の高い木材製品輸出への転換や国産家具の輸出促進等を図ることとする。

このため、関係機関等と連携しつつ、宣伝普及体制を整備し、輸出先国でのＰＲ活動の強化等により国産材の認知度の向上を図る。また、輸出先国の規格・規制への対応や、輸出先国の消費者ニーズに対応した新たな製品開発、輸出先国の商慣行の情報収集・提供、森林認証等の普及促進など、木材輸出拡大に向けた戦略的な活動を推進する。

⑷　消費者等の理解の醸成

木材の良さに対する国民の理解を一層醸成することにより、木材製品の需要拡大につなげるため、「木づかい運動」を推進する。具体的には、広報等の充実、環境に関心の高いＮＰＯや企業のネットワーク化、木材利用による健康・環境貢献度についての科学的根拠の収集・整理、木材製品の品質等の正確な情報の発信のほか、関係府省と連携して、無垢材をはじめとする木の良さ、森林整備や地方創生に果たす木材利用の意義を学ぶ「木育」の実践的な活動を積極的に推進する。木育の推進に当たっては、幼少期から木の良さを親子で体感できるような取組を推進する。

また、適正な伐採により生産された合法木材・木材製品の普及を図ることにより、消費者・実需者による合法木材・木材製品の選択を促進する。

⑸　林産物の輸入に関する措置

ＷＴＯ交渉や包括的経済連携交渉に当たっては、世界有数の林産物の輸入国として、各国の森林の有する多面的機能の発揮を損なうことのない適正な貿易を確保し、国内の林業・木材産業への影響に配慮しつつ対処する。このため、国際的な枠組みの中で、持続可能な森林経営、違法伐採対策、輸出入に関する規制等の情報収集・交換、分析の充実等の連携を図るとともに、締結・発効された協定に基づく措置の適切な運用を図る。

4　東日本大震災からの復旧・復興に関する施策

東日本大震災からの復旧・復興に向けては、被災地・被災者が希望を持って生活を再建できるような各種施策の取組を引き続き推進する。

震災により被害を受けた林地や、治山施設、林道施設、木材加工・流通施設については、大部分で復旧工事に着手し、又は完了しており、引き続き、その着実な復旧を図る。特に、災害防止機能に加え、津波に対する被害軽減効果の発揮が期待される海岸防災林については、被災状況、地域の実情や生態系に応じた再生方法等を考慮しつつ、その復旧・再生を推進する。その際、必要となる植栽する苗木の供給体制を整備するとともに、地域住民やＮＰＯ等の参加や協力を得つつ、その植栽や保育を進める。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する放射性物質による森林等の汚染に対応し、森林・林業の再生と安全・安心な木材の供給等を進めるため、森林における放射性物質の分布状況の調査、避難指示解除準備区域等での実証及びその他の関連調査・研究、森林整備と放射性物質対策の一体的な実施、木材製品等に係る調査・分析、木材加工の過程で発生する樹皮等の適切な処理等を引き続き実施する。さらに、特用林産物については、関係府省や関係都県と連携した検査・出荷管理の徹底、栽培管理ガイドラインの普及、きのこ原木のマッチング支援等を引き続き実施する。